

琉球大学GPA制度に関する申合せ

〔平成28年9月27日
グローバル教育支援機構会議〕

(目的)

第1条 この申合せは、琉球大学各学部共通細則第21条第2項の規定に基づき、GPA制度に関し必要な事項を定め、客観的な成績評価を通じて、学生の学習意欲の向上と教員の修学指導への活用を推進し、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 GPAとは、グレード・ポイント・アベレージのことで、学生の履修科目の成績評価の平均値をいう。

(配点)

第3条 学生は、履修した授業科目の成績評価により、次表のとおりGP（グレード・ポイント）を付与される。

区分	評価	評点 (100点満点中)	GP	評価の内容 (英文内容)
合格	A	90点以上	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。(Excellent)
	B	80点以上90点未満	3	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。(Good)
	C	70点以上80点未満	2	到達目標を達成している。(Fair)
	D	60点以上70点未満	1	到達目標を最低限達成している。(Pass)
不合格	F	60点未満	0	到達目標を達成していない。(Failure)

(計算方法等)

第4条 GPAは、次の式により計算するものとし、小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

- 2 合否（P又はF）により判定する授業科目及び成績評価がR（認定）の授業科目は、履修登録単位数に含めない。
- 3 履修中止が承認された授業科目の成績評価はWと表示し、履修登録単位数に含めない。

附 則

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。
- 2 GPA制度の実施について（平成21年7月21日全学教育委員会決定）は廃止する。

附 則（令和4年7月19日）

この申合せは、令和4年7月19日から施行する。